

自己負担限度額の見直し — 長寿医療制度（後期高齢者医療制度） —

《平成21年1月から月の途中で75歳になる方の高額療養費に係る自己負担限度額が見直されます》

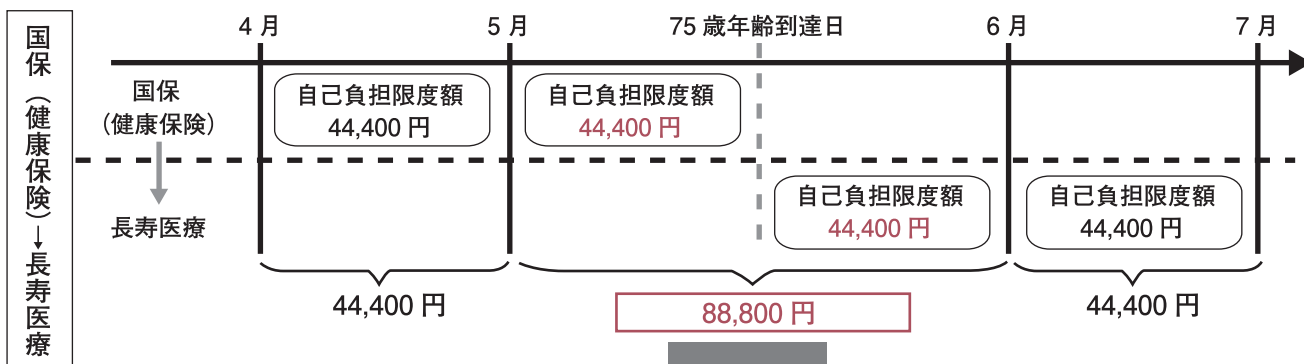
月の途中で75歳の誕生日を迎えて長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者となる場合、それまで加入していた医療保険制度（国保や被用者保険）とその後の長寿医療制度でも療養の給付に係る一部負担金などを、自己負担限度額まで負担していただくことから、前月と比べて2倍となる場合があります。このたび、国の改善策では平成21年1月から、誕生日前の医療保険制度（国保

や被用者保険）と誕生日後の自己負担限度額を現在負担いただく額の2分の1にすることになりました。

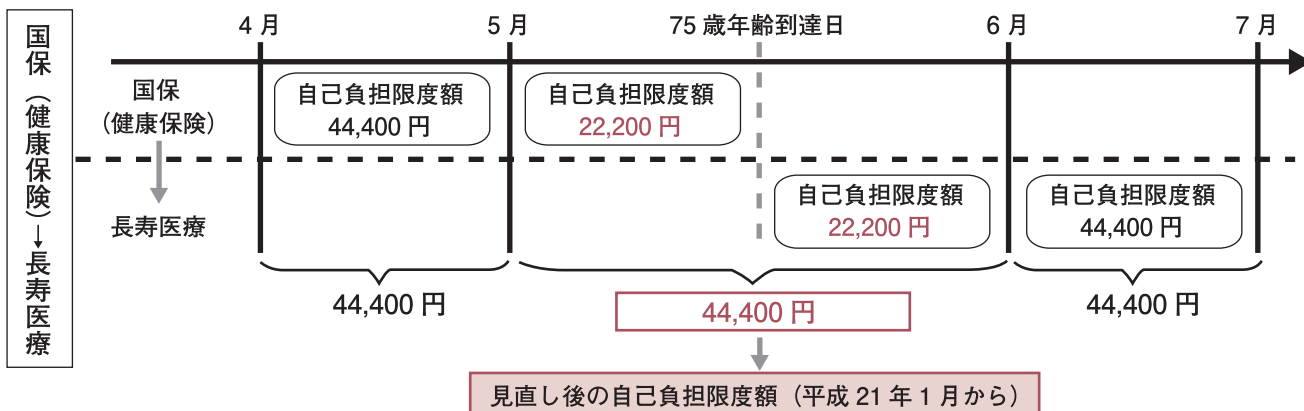
したがって、次表のとおり誕生月における自己負担限度額の合計は前月と同様になり、月の途中で75歳になることで、一部負担金等が増額となることは、平成21年1月以降についてはありません。

問合せ 市民課高齢者医療年金係 ☎(80)1142

【現状】（自己負担限度額の区分が一般の場合）



【見直し後 / 平成21年1月から】（自己負担限度額の区分が一般の場合）



年金
国民年金
任意加入について
年金の未納期間はありませんか

60歳までに保険料を納めていない期間があり、老齢年金が受給できない場合や、受給する年金の額を増やしたい場合は、65歳に達するまで国民年金に加入できる制度があります。

手続方法

事前に、金融機関で口座振替の手続きをした後、市役所での加入の手続きをしていただきます。

持参するもの

年金手帳、印かん、口座振替申込書の控え

受付場所

市民課高齢者医療年金係または各出張所

※70歳までの特例

65歳になっても年金を受給できないときは、さらに70歳まで加入できる特例があります。手続きにはほかに、戸籍謄本が必要です。

問合せ 市民課高齢者医療年金係 ☎(80)1142